

さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室運営業務委託 募集要項

さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室の運営について、業務委託の事業者を募集します。

1 事業の概要

(1) 委託業務

さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室の運営業務

※業務委託内容の詳細は、仕様書のとおり

(2) 業務場所

さいき城山桜ホール 2階 子育て・子育て支援室

佐伯市大手町2丁目2番28号

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託料（予定）

年額 26,011,200円（第2種社会福祉事業のため非課税）

※一時預かり事業の利用人数の実績によっては委託料を変更する場合がある。

2 応募条件

(1) 応募資格要件

- ①応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって、委託期間中、安全かつ円滑にさいき城山桜ホール子育て・子育て支援室の運営を行うことができるもの。
- ②申請時において佐伯市内に事務所又は事業所を置き、又は委託開始までに事務所又は事業所を置こうとする団体等。
- ③児童福祉関連事業（保育所、児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等）の実施実績がある団体等。

(2) 応募制限

次に掲げる者は応募することができない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体等。
- ②地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年（他の地方公共団体の場合は、1年）を経過しない団体等。
- ③佐伯市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成17年3月3日佐伯市告示73号）、又は佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成24年12月20日告示第163号）に基づく指名停止措置を受けている団体等。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるもの。

- ⑤国・県・市税について、過去１年間に滞納がある団体等。
- ⑥指定を請負とみなした場合に、地方自治法第９２条の２、第１４２条（同法第１６６条第２項において準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する本市の議員、市長、副市長、委員会の委員長又は委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任している団体等（本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。）。
- ⑦応募者となる団体等が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （注）申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することとなった場合は、委託決定を行わず、又は決定の取消し等を行うことがある。

３ 募集等のスケジュール

募集要項等の公表	令和７年８月４日（月）
募集要項等の配布	令和７年８月４日（月）～８月２２日（金）
現地見学会	状況に応じて実施
募集要項等に関する質問の締切	令和７年９月３日（水）１６時
募集要項等に関する質問に対する回答	令和７年９月１０日（水）
参加表明書（兼資格審査申請書）の提出期限	令和７年９月１２日（金）１６時
参加申請書等の提出期限	令和７年９月３０日（火）１６時
ヒアリング審査	令和７年１１月上旬
審査結果の通知	令和７年１１月中旬
業務開始	令和８年４月１日（水）

４ 募集要項等に関する質問

（１）提出方法

質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、持参又はＦＡＸにより提出すること。

（２）提出期限

令和７年９月３日（水） １６時まで

(3) 回答方法

令和7年9月10日(水)までに市ホームページに掲載する。

5 応募に必要な書類及び提出方法

(1) 提出書類

①参加表明書(兼資格審査申請書)(様式第2号)

(添付書類)

- ・団体概要等の参考資料
- ・直近の決算書
- ・定款又は登記事項証明書(法人以外の団体は、これらに相当する書類)
- ・税の滞納がないことを証明するもの(国・県・市税納税証明書又は非課税証明書)
- ・資格証等(配置予定の従事者の資格を証明する書類(保育士証等))

②参加申請書等(様式第4号～第8号)

(2) 提出期限

- ①令和7年9月12日(金) 16時まで
- ②令和7年9月30日(火) 16時まで

(3) 提出部数

- ①1部
- ②様式第4号～5号:1部
様式第6号～8号:8部(正本1部、副本7部)

(4) 提出先

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 こども福祉課こども福祉係

(5) 提出方法

持参とし、それ以外の提出方法は認めない。

6 審査及び選定方法

(1) 審査の方法

書類審査及びプレゼンテーションにより、さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定を行う。

①選定の手順

ア 参加表明書(兼資格審査申請書)の受理後、こども福祉課において資格審査を行う。

イ 選定委員会において、選定基準に基づき書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、項目ごとに評価点を付け、評価点が最も高い応募者を最優秀提案として選定する。評価点が同点の場合は、出席委員の多数決(委員の評価において第1位とされた数による判定)によることとする。

ただし、応募者が1団体のとき、当該応募者の評価点の合計点があらかじめ定めた評価基準点を下回った場合は、最優秀提案として選定しないものとする。

ウ 市は、評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として決定し、随意契約の交渉を行う。

契約予定者(優先交渉権者)が契約を締結しない場合は、評価点の高い者から順に契

約交渉を行い、合意に達した場合に契約を締結する。

②プレゼンテーション

ア 実施方法は、応募者の代表者等（３名まで出席可）から事業計画書等についての説明及び選定委員会の委員からの質疑とする。

イ プレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（２）選定基準

選定基準については下記のとおりとする。

審査項目	審査要件	具体的な審査項目	配点
基本理念及び運営方針	基本理念及び運営方針	どのような子育て・子育て支援室を目指すのか、基本理念は適正か。	5
		基本理念の下、適正な運営方針を持っているか。	5
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	親子が参加しやすい工夫があるか。	5
		子育て親子間の交流の内容は適正か。	5
	子育て等に関する相談及び援助の実施	利用者からの相談に対し適正な対応と支援へのつながりを期待できるか。	5
	地域の子育て関連情報の提供	地域の特性をふまえたわかりやすい子育て支援情報提供の工夫があるか。	5
	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	参加しやすい、参加したい講習実施のための工夫があるか。	5
一時預かり事業	一時預かり事業	保育内容は適正か。	5
		保護者とのコミュニケーション、要望、苦情への対応に工夫があるか。	5
		異年齢児を預かる際の注意点、工夫があるか。	5
		配慮の必要な子を預かる際の注意点、工夫があるか。	5
その他運営に関する事項	さいき城山桜ホール内の施設であることの特色を生かす工夫	施設の特性を生かした取組ができているか。	5
		周辺地域を生かした取組ができているか。	5
		小、中、高校生との交流の機会の提供に工夫があるか。	5
	利用者の安全管理	利用者の安全・安心の確保に関する方針・体制は適正か。	5
		防犯、防火対策及び緊急時の体制は適正か。	5
	個人情報等情報管理、苦情対応など事務処理体制	個人情報等の情報管理の徹底や、苦情対応など、適正な事務処理体制を確保するための方法が具体的に示されているか。	5
収支計画書	収支計画	委託料を適正に活用し、より効果的な運営ができるか。	5
運営実績	運営実績（事務局審査）	児童福祉関連事業等の実施実績から本業務の運営能力があるか。	5
従事者の確保・配置	従事者の確保・配置（事務局審査）	配置予定従事者の体制、職員の資質は適正か。	5
合 計			100

（３）選定結果の数値・公表

選定結果については令和７年１１月中旬以降に、市ホームページに掲載するとともに応募者全員に対して郵送にて通知する。

7 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は参加申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とする。

(4) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用する事ができるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却はしない。

(6) 資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止する。

(7) その他

契約締結にあたっては、契約予定者と別途協議することとする。

8 お問い合わせ先

佐伯市福祉保健部こども福祉課こども福祉係

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話 0972-22-3972 (直通) FAX 0972-23-6002

e-mail jidoukatei@city.saiki.lg.jp